

産業廃棄物処分業許可申請書

平成25年10月18日

盛岡市長 谷藤裕明 様

申請者

〒028-4135

住所 岩手県盛岡市玉山区川崎字上川崎 24 番地 1

氏名 新工住建株式会社

代表取締役 坂本ノリ子

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号 019-683-3484

FAX 番号 019-683-1058



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>中間処理(破碎処理) 取扱う産業廃棄物 (石綿含有産業廃棄物は取扱わない) ・木くず ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず ・がれき類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 電話番号 019-683-3484 岩手県盛岡市玉山区川崎字上川崎 24 番地 1 事業場 電話番号 019-682-0676 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂 2 番 40</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>破碎施設 II ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂 2 番 40 イ 設置年月日 平成 23 年 10 月 27 日 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類 256t/日(32t/時間) エ 設置許可年月日 平成 23 年 9 月 15 日 オ 設置許可番号 23 盛廃第 5 1 7 - 2 号 破碎施設 I ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂 2 番 40 イ 設置年月日 平成 17 年 4 月 1 日 ウ 処理能力 木くず 528t/日(66t/時間) エ 設置許可年月日 平成 17 年 11 月 8 日 オ 設置許可番号 第 2 0 5 0 8 2 - 1 7 号</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>破碎施設 II 所在地 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂 2 番 40 保管場所の面積 628m² 保管する産業廃棄物の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 処分のための保管の上限 2,088m³ 積み上げることができる高さ 4m</p>

